

日助発 第63号
令和2年10月26日

自由民主党
組織運動本部 厚生関係団体委員長
小島 敏文様
政務調査会 厚生労働部会長
福岡 資磨様

公益社団法人日本助産師会
会長 島田真理恵



要 望 書

公益社団法人日本助産師会は、助産師職能の専門団体として、次世代を担う子供たちを安心して産み育てられる社会をめざし、妊娠・出産・育児に対する支援及び女性の健康支援に対する活動を行っております。

令和3年度の税制改正、及び予算措置に対し以下の事項を要望いたします。

要 望 事 項

1. 母親が安心して子育てを行える環境整備のための産前産後ケア事業のさらなる促進と地域格差是正への対応、および予算の増額措置を図られたい。
 - ①産前産後ケアを必要とする全ての母子にサービスが提供されるよう、産後ケア事業に係わる予算の増額措置。
 - ②産前産後ケア事業の質の担保のための人材育成に関わる予算措置。
2. 助産所にかかる税制措置を講じられたい。
 - ①所得税について、減免措置を講ずること
 - ②固定資産税について、地方税法において非課税措置を講じること
3. 虐待予防のための助産師及び助産所の活用の推進とそのための予算措置を図られたい。

**要望1：母親が安心して子育てを行える環境整備のための産前産後ケア事業のさらなる促進
と、地域格差是正への対応、および予算の増額措置を図られたい。**

少子化、出産年齢の上昇に伴い、子育てに不安を感じる母親、産後の心身の不調を訴える母親は増加している。こうした状況は、「子育て＝大変なこと」といった印象を社会全体に与え、子どもを持つことを躊躇させ、更なる少子化へ拍車をかけている。完結出生児数は2人を割り、一人っ子の割合は増加していることからも、第1子の子育ての経験が、2人目以降の出産を阻んでいることが推察される。

■完結出生児数（最終的な子どもの数）

2002年2.23人⇒2015年1.94人

■一人っ子の割合

1992年9.3%⇒2015年18.6%（2倍に増加）

参考 厚生労働省「出生動向基本調査」

母親が安心して、出産、育児を行う環境を整備し、「子どもを産み育てたいと思える社会の実現」を目指すことが、少子化対策には重要であると考える。

これまで、わが国では、出産後には、祖父母世代や地域の人々からの支援を受けながら子育てをおこなってきたが、現代社会においては、祖父母世代の高齢化や地域の人々の関係性の希薄化などにより、母親の「ワンオペ育児」、「孤育て」という言葉を生み出す状況を招いている。

このような子育て環境を抜本的に改善するためには、母子によりそった丁寧なケアと母親が子育てに自信が持てるような専門家による支援が必要である。

しかしながら、産後ケア事業の利用者の実態に関する調査研究事業報告書（厚生労働省、令和2年9月）によれば、宿泊型の利用者は、わが国の年間出生数の0.88%、デイサービス子個別型1.42%、デイサービス集団型0.16%、アウトリーチ型1.07%となっている。また、一般世帯の利用にあっての自己負担額は、宿泊型で3千円未満の自治体から1万円を超える自治体までと幅広く、地域でのサービスに格差が生じている。

これらの状況からも、子育てスタート時の支援である産前産後ケア事業の促進、充実が求められる。

① 産前産後ケアを必要とする全ての母子にサービスが提供されるよう、産後ケア事業に係わる予算の増額措置

令和元年の行政事業レビューシートによれば、産前産後ケア事業に係る予算額は、平成31年度は3,803（百万円）であり、令和元年度は4,952（百万円）となっている（平成31年度行政事業レビューシート）。予算執行率は、平成28年度は22%、平成29年度は23%、平成30年度は31%となっており、徐々に上昇してきているが、十分に活用されていない実態がある。

予算執行率が低い原因の一つには、産前産後ケア事業を実施にあたっての市町村の負担が大きく、積極的に事業を展開するに至っていないことが考えられる。また、出生数の少ない市町村においては、対象となる母子が少ないため、産後ケアの支援体制の整備がすくんでいないことも要因として考えられる。これらの要因は、産後ケア事業の地域格差を招いている。

さらに、本会の調査によれば、現在産後ケアを実施している助産所及び、産後ケアセンターの多くが経営的に難しい状況にある。このような状況が続ければ、産後ケアを提供する助産所が減少し、今後の産後ケア事業の継続が危ぶまれる事態となることが危惧される。

本会が世田谷区から事業委託を受けている「世田谷区産後ケアセンター」では、施設、設備、運営に関わる経費の全てを世田谷区が担い、母子とその家族のニーズに応えたケアを行うことができ、稼働率は95%を超えている。このような「世田谷区方式」が、各都道府県で設置されれば、産後ケアの基幹施設としての役割を果たし、比較的人口規模の小さい市町村が共同利用することが可能となると考える。

産後ケアが、母子保健法に位置付けられた意味は、産後ケア事業をポピュレーションアプローチとして位置付け、ハイリスク妊産婦のみならず必要とする妊産婦の誰もが利用できることである。全国で、産後ケアを必要とする母子が、いつでも受けられるよう、都道府県の役割強化や産後ケアに係る予算の増額を図られたい。

② 産前産後ケア事業の質の担保のための人材育成に係わる予算措置

産前産後ケア事業の展開にあたっては、母子のニーズに応じた適切なケアの提供と産後間もない時期の母子の心身の変化に対応できる人材の養成が欠かせない。また、産前産後ケア事業では、助産師、看護師といった専門職のスキルの向上とともに、協働する多職種の育成も必要となる。特に、今後対象の母子が、生後1年までとなることから、これまで以上に子どもの発育、発達への対応が求められる。そのための人材育成に係わる予算措置を図られたい。

要望2 助産所にかかる税制措置を講じられたい

- ①所得税について、減免措置を講じること**
- ②固定資産税について、地方税法において非課税措置を講じること**

助産師が、妊娠・出産・育児に対する支援及び女性の健康支援を担う助産所は、時代を担う子供たちを安心して生み育てられる環境整備の一翼を担い、社会インフラとして地域社会に貢献している。助産所は、医療法第7条第5項に記載されるように、医療法人と同様に非営利性が貫徹されている。また、出産から育児まで包括的にケアし、少子高齢化が進む現代社会にあって、子育て世代の抱える育児不安を母子保健という観点から政府の進める「子育て世代包括支援センター」との協働も期待されている。

助産所は、分娩時に起こり得る異常に対応するために必要な設備への投資、分娩時の助産師の複数配置、24時間365日、妊娠から産後までの継続したケアの提供のためのマンパワーの確保を行っており、助産所経営の負担となっている。

一人ひとりの母子とその家族の個別性に応じた安心・安全な母子保健を提供するために、助産所にかかる所得税の減免措置、固定資産税についての税制措置につき速やかに検討いただきたい。

要望 3 虐待予防のための助産師及び助産所の活用の推進とそのための予算措置を図られたい。

我が国これまでの児童虐待に係る調査において、死亡・重症事例は、0歳児に多く、特に死亡事例は月齢0か月（出生時）に多いこと、主たる加害者は母親であり、予期しない・計画外の妊娠や妊婦健康診査未受診事例に多いことが明らかとなっている。

また、虐待は次世代へ連鎖のリスクがあり将来の虐待の増加が懸念される。児童相談所における児童虐待相談事例も依然右肩あがりに増加している。



児童相談所での児童虐待対応件数 厚生労働省 2019年8月により作成

虐待を未然に防ぐために必要な下記の活動の推進が必要である。この活動推進にあたっては、生涯にわたる女性とその家族の性と生殖に関わる専門職としての助産師の活用と、助産所の活用および必要な予算の措置を図られたい。

1. 予期せぬ妊娠の予防・相談支援・相談窓口開設・増設と24時間365日の対応
2. ハイリスク妊娠婦への妊娠期からの継続的な支援および全戸訪問の実施
3. 母子とその家族のニーズの的確なアセスメントとケアプランの作成とケア提供のための、子育て世代包括支援センターへの助産師の配置